

2009年3月25日
日 本 銀 行

2009年度の考査の実施方針等について

1. 日本銀行考査について

考査とは、日本銀行が、取引先金融機関等の業務および財産の状況を把握すべく、取引先との契約に基づいて行う立入調査のことである（日本銀行法第44条¹⁾）。考査では、経営実態の把握に加えて、個々の金融機関のリスク管理体制を点検し、必要に応じてそれらの改善を促すことを通じて、金融システムの安定性確保に貢献していく。

今回の国際的な金融危機の高まりの中で、市場への流動性供給主体であり、最後の貸し手機能を有する中央銀行が、金融機関との間で様々なコミュニケーション・チャンネルを持ち、ミクロ、マクロの両面から金融システムの課題を的確に認識し、政策対応を行うことの重要性が改めて確認されたところである。考査は、こうした日本銀行の政策・業務運営における重要な柱の一つとなっている。

考査については、毎年度の実施方針等を政策委員会の議決を経て決定している²⁾。この「2009年度の考査の実施方針等について」では、2008年度の考査の実施状況とともに、2009年度考査の基本的な考え方、考査実施上の重点ポイント等を記載しており、日本銀行としては、この実施方針等に基づいて、効率的かつ効果的な考査運営を行っていく。

¹⁾ 日本銀行法第44条では、考査を「第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのもの」と規定している。

²⁾ 日本銀行法第15条第2項第5号では、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」は政策委員会の議決を経なければならないと規定している。

2. 2008 年度を振り返って

(1) 考査の実施状況

2008 年度は、国際金融資本市場の混乱や内外経済環境の悪化が、金融機関経営に大きな影響を及ぼした³。すなわち、株式市場や為替市場等が不安定な動きとなったことから、株式や仕組債などの有価証券において多額の評価損や減損の計上を余儀なくされた。さらに、国内外の景気の急速な悪化は、企業業績の悪化や倒産の増加などを通じて、金融機関の信用コストを増加させた。このため、国内銀行の収益動向をみると、減益傾向が鮮明となり、自己資本比率が低下した金融機関の中には、貸出運営を含め先行きの経営の自由度を確保するなどの目的から、自己資本の充実を図る動きがみられた。この間、短期金融市場等においても、市場参加者のカウンターパーティー・リスクに対する意識が高まったことから、取引量や金利形成の面でかなりの影響がみられた。

こうした状況下、2008 年度は、国内銀行 52 先、信用金庫 46 先、外国銀行・証券会社等 30 先の合計 128 先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

(単位：先)

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
国内銀行	43	39	52
信用金庫	73	66	46
外国銀行・証券会社等	15	14	30
合計	131	119	128

³ 2008 年度の金融機関経営の状況については、「金融システムレポート 2009 年 3 月号」を参照。

(2) 審査を通じて得られたリスク管理面の課題

【信用リスク管理】

2008 年度上期決算においては、信用コストが急増する審査先が目立った。この背景としては、1998 年の自己査定制度導入以来、金融機関において審査管理力の向上が図られてきたものの、国内外の景気悪化等を受けて、従来にみられないペースで企業業績が悪化したことが挙げられる。もっとも、審査では、企業実態の把握など基本的な審査管理力に課題がある事例もみられた。そうしたケースでは、中堅職員の減少など人員構成面の制約もあり、営業店における審査管理力の低下がみられたほか、審査部門の営業店に対する指導も不十分であった。

また、企業再生支援は、過去に企業業績が悪化した局面で、金融機関において体制整備の強化が図られたが、景気拡大期を経て、足許の取組みはやや後退しているように窺われた。企業再生支援の本部体制が脆弱で、支援業務を専ら営業店に委ねている金融機関では、債務者実態に即した再生手法等が検討されておらず、支援の実効性が上がっていなかった。一方で、外部機関の利用も含め債務者の実態に即し多様な再生手法を講じることにより、企業再生の成果を上げている金融機関もみられた。

与信集中リスクについては、一部の業種や大口債務者への集中が進んでいた金融機関において、当該業種や債務者の業況悪化から、リスクが顕現するケースがみられた。こうした先では、集中リスクに対する認識が十分でないこと、集中リスクを抑制する枠組みが整備されていないこと、などの問題点が確認された。

個別の貸出商品についてみると、住宅ローンについては、貸出に占める割合が比較的高い金融機関において、必要とされるローン・ポートフォリオ分析の充実が課題とされた。シンジケート・ローンについては、地域金融機関において、コベナンツなど契約条項の妥当性検証や中間管理を強化する必要がある先がみられたほか、大手金融機関において、アレンジャー業務にかかるリスク管理に改善の余地があった。

海外与信については、大手金融機関が残高を大きく増加させてきたが、海外景気の本格的な悪化を受けて、ポートフォリオの一部劣化が進んでいる先もみられた。こうした先では、海外拠点の与信管理に対する本部の関与などに課題が認められた。

内部格付制度や信用リスク計測に関する体制整備は、多くの金融機関において進展していた。もっとも、内部格付やリスク計測の精度向上になお課題が残る先もみられた。

【市場リスク管理】

国際金融資本市場における緊張が続く中、多くの金融機関で、株式や仕組債などの有価証券において多額の評価損や減損の計上を余儀なくされた。この背景としては、株価の下落や市場流動性の低下が金融機関の想定を超えるスピードで進展したことが挙げられるが、中には、市場リスク管理において必要なプロセスが踏まれず、リスクをコントロールする枠組みが有効に機能しなかったケースもみられた。こうした先においては、投資方針の決定に当たり、先行きの市場変動の可能性や経営体力を十分に考慮した限度額を設定していなかったり、リスク顕現時に、その後の対応について十分な分析や検討を行っていなかったなどの課題がみられた。また、一部には、収益確保を優先する経営陣が、十分な内部協議を行わないまま追加投資を決定したり、逆に経営陣がリスク管理に積極的に関与していないなど、ガバナンス面に課題がある先もみられた。

フロント、ミドル機能の分離など、有価証券運用・管理にかかる組織体制については、地域金融機関を中心に牽制体制が十分に確保されていないケースがみられた。

株式保有リスクについては、ここ数年の株価上昇局面において、総じてリスクに対する認識が後退していた面もあり、政策投資株式の売却が計画どおり進められていない事例や、政策投資株式のリスク許容額と整合的な保有限度の検討が進んでいない事例がみられた。

証券化商品や仕組商品等リスク特性の複雑な商品への投資については、購入時のリスク分析が不十分であったほか、評価損が拡大する過程においても、格付のみに依存し裏付け資産のモニタリングが不十分であるなど、そのリスク特性を理解した上での適切な対策が講じられていない事例がみられた。

市場リスク計測にかかる取組みは、着実に進展しており、リスク管理に活用する先が増加している。もっとも、一部の証券化商品などについては、市場流動性リスクの計測が課題であるほか、地域金融機関を中心に、計測頻度やバックテストによる検証が不十分な先がみられた。

【流動性リスク管理】

国際金融資本市場の緊張から、グローバルな活動を行っている金融機関では、これまで以上に流動性リスクを意識した業務運営を迫られた。

こうした中、外国金融機関において、流動性管理にかかる本部・拠点間および在日拠点内での連絡体制や、ストレス・テストの手法などで課題がみられた。また、本邦の大手金融機関でも、様々なストレス・シナリオを想定した流動性コンティンジェンシー・プランの策定などの面で、改善が必要であった。

一方、地域金融機関については、日常の資金繰り管理に総じて大きな問題はみられなかったが、流動性危機時を想定した現金供給体制において実効性が確保されていない事例などがみられた。

【業務リスク管理⁴】

事務リスク管理・コンプライアンス面では、地域金融機関を中心に、規程等の不備により、事件・事故や顧客とのトラブルを招きかねない事務取扱いが行われている事例や、役席検証力の不足から規程等の遵守が徹底されていない事例などがみられた。こうした先では、事件・事故、事務ミスや苦情情報等の活用を含めたリスクの洗出し、それに基づく規程等の整備、事務指導・

⁴ 本稿では、事務、コンピュータ・システム、業務継続などの業務運営全般に亘るリスクを業務リスクと称している。

研修、自店検査や内部監査といったP D C Aサイクル確保のための体制面で、課題を残していた。また、大手金融機関でも、投資銀行業務にかかるコンプライアンスや、顧客管理等の面で改善の余地がみられた。

コンピュータ・システムリスク管理については、概ね安定稼働を確保する体制となっていたが、共同システムに移行した一部の先で障害の発生がみられたほか、システム更新等のプロジェクト管理、外部委託先管理等の面で、なお改善を要する先がみられた。

業務継続体制については、大手金融機関では、業務継続計画の整備や訓練が着実に行われていたものの、経営資源の確保や組織全体としての計画の整合性確保等に課題がみられた。一方、その他の金融機関では、業務継続体制整備の必要性に対する認識が浸透しつつも、体制整備に着手したばかりの先が少なくないほか、業務継続計画の実効性などに課題が認められた。なお、新型インフルエンザに対する対応計画の策定は、今後の課題となっている。

【統合リスク管理・ALM】

統合リスク管理については、大手金融機関で、リスク・リターンを管理する手法を活用し、資本の効率的な運営に取り組む先がみられた。一方、多くの金融機関では、リスクカテゴリー毎に資本配賦を行い資本の十分性を検証している段階にあり、リスクテイク方針と統合的な資本配賦や、配賦資本超過時の対応についての検討などが今後の課題とされた。

ストレス・テストに関しては、経営判断の重要な材料として位置付けている先は一部に止まっている。

ALMについては、大手行や一部地域金融機関では、先行きの金利動向等を予測しつつリスクヘッジやリターンの向上を企図したオペレーションを行っている。その他の地域金融機関では、金利リスクの状況や短期的な収益見通しを確認する作業に止まっており、先行きの資産・負債の変化や市場変動の可能性を織り込んだ中長期的な収益シミュレーションの実施等に課題を残している。

3. 2009 年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

2. でみたように、2008 年度において多くの金融機関では、貸出や有価証券といったポートフォリオの毀損から、経営の健全性確保が重要な課題となった。ポートフォリオが毀損される過程では、改めてリスク管理のあり方が問われるとともに、金融機関の経営戦略や業務特性などに内在する問題が明らかとなり、これらが金融システムの安定性を確保する上でのリスク要因ともなった。

2009 年度のわが国経済については、国際的な金融資本市場の不安定な状況が続く下で、極めて不確実性が高く、金融機関の経営を巡る環境は一層厳しいものになるとみられる。こうした状況の下で、2009 年度の考査に当たっては、2008 年度においてみられた課題を踏まえ、特に以下の点に留意していく。

第一に、個別金融機関の資産内容、経営体力、流動性について考査で詳細に点検し、その経営実態を的確に把握する。その上で、金融機関との議論を通じて経営の健全性確保を促し、金融システム全体の安定性確保に繋げていく。

第二に、金融機関が金融仲介機能を安定的に発揮し、企業や個人の経済活動を金融面でサポートすることが期待されている中、考査では、金融仲介機能の発揮に必要な基本的な与信管理体制の整備や、企業再生支援の実効性確保に向けた取組みについて検証や助言を行う。

第三に、オフサイト・モニタリングに加え考査においても、経営基盤やビジネスモデルを踏まえた金融機関の中長期的な経営の方向性を確認していく。ビジネスモデルに特徴を有する金融機関については、そこに過大なリスクテイクに繋がるインセンティブ等が内包されていないかも調査し、金融システム全体に広がり得る潜在的なリスクを把握する。また、グループ全体として多様な金融サービスの提供や幅広い業務展開を図っている先については、グループ全体の経営方針やリスク管理体制について点検していく。

第四に、考査では、金融機関の業務やリスク特性に即した適切なリスク管理を促していくが、2009年度においては、特に以下の点を重視する。

まず、各種リスクの高まりがみられる中で、金融機関においては、外部環境変化に応じた適切かつ健全な経営判断がなされるよう、ガバナンスが有効に発揮される必要がある。考査では、リスク管理の枠組みや組織体制の整備状況に加え、①経営陣のリスク認識やリスク選好、リスク管理への積極的な関与、②適切な経営判断を行うために必要な情報伝達の仕組みや組織内のコミュニケーション、③取締役会・理事会、監査役および内部監査部署などの機能度、などについて確認する。

次に、リスク管理体制の評価に当たっては、足許のリスクテイク状況や資産内容だけでなく、今後のリスクテイク方針や外部環境変化への対応方針、ダウンサイド・リスクなどを考慮に入れ、可能な限り先行きを踏まえた評価を行う。こうした評価に当たっては、シナリオ分析やストレス・テストなどの手法を活用し、議論を深めていく。

また、国際的に業務を展開している金融機関については、グローバルなリスク管理体制の点検にも重点を置いていく。特に、流動性リスク管理の検証に注力するほか、本邦金融機関の海外資産や非居住者向け資産の検証について、これまで以上にきめ細かく行っていく。また、本部における海外拠点の管理体制や、グローバルベースでのリスク計測やモニタリングなどについても確認する。

なお、バリュー・アット・リスクなどリスク計測については、今次国際的な金融危機の過程で、その限界がみられた。しかしながら、リスク計測技術はその限界を認識した上で適切に利用する限り、リスク管理の手法の一つとして、引続き有用なものと考えられる。こうした認識の下、考査では、基本的なリスク管理手法としてリスク計測技術の導入・活用を引続き促していくが、その際には、リスク計測の限界を踏まえた適切な利用、データ収集面での限界や資源制約からリスク計測技術の導入が難しい場合の補完的な管理の実施など、各金融機関の実情に即した議論を行っていく。

(2) 考査実施上の重点ポイント

考査の実施に当たっては、前述の基本的な考え方、足許の金融機関が置かれた経営環境を踏まえ、特に以下の点を重視する。

【信用リスク管理】

(基本的な審査・管理の枠組み)

考査では、金融機関が企業の経営実態を的確に把握した上で、実態に即したきめ細かな審査を行っているか、企業の業況変化をタイムリーに把握し必要な措置をとるなど、適切な中間管理が行われているかといった、金融仲介機能を適切に発揮するために必要な基本的な審査・管理の枠組みについて検証する。

(企業再生支援の実効性向上に向けた取組み)

企業業績が急速に悪化している中で、金融機関による企業のサポートや与信ポートフォリオの劣化防止の観点から、企業再生支援の重要性が増している。考査では、企業再生支援を行うための体制整備に加え、企業の実態を十分に把握した上で、その実態に即した再生手法を講じているか、再生手法の多様化に努めているかなどについて検証や助言を行う。

(国際金融情勢を踏まえた海外与信管理の強化)

米国サブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱は、各国の実体経済にも大きな影響を与えている。考査では、海外与信の自己査定の検証等において、多様な地域・債務者向けの与信内容をきめ細かく調査する。また、海外拠点における審査・管理体制が十分に整備されているか、本部がこれを適切にモニターしているか、本部が海外与信も含めたグローバルベースでの信用リスクを適切にコントロールしているかなど、グローバルな与信管理体制の整備状況について点検する。

(与信集中リスクの認識とコントロール)

一部の金融機関では、与信集中リスクが顕現し、信用コストの大幅増加に繋がっている。考査では、ストレス・テスト等を用いて与信集中がもたらすリスクについて認識を共有した上で、与信集中リスクをコントロールする管理体制が整備されているか検証する。

(経済情勢を踏まえた住宅ローン管理体制の整備)

住宅ローンは、小口分散されており相対的にリスクが小さいものの、多くの金融機関において、与信ポートフォリオに占める割合が高まってきている。さらに、ローン獲得競争が激しさを増す中で、顧客属性等の与信管理基準を緩める金融機関がみられたことや、足許の経済環境や雇用情勢の悪化を踏まえると、リスク管理の充実が必要とされる分野の一つである。考査では、住宅ローンのポートフォリオ内容の検証に加え、顧客属性、延滞率の変化等を分析の上、審査・管理に活用しているかなど、住宅ローンのリスク管理体制について検証する。

【市場リスク管理】

(リスク管理を有効に機能させるためのガバナンス)

今般の有価証券損失が拡大する過程では、リスク・リミットや損失限度額などの市場リスク管理の枠組みが必ずしも有効に機能していない事例がみられた。考査では、リスク管理の枠組みや組織体制の整備状況に加え、①経営陣の市場リスクに対する認識やリスク選好、リスク管理への積極的な関与、②市場運用にかかる適切な経営判断を行うために必要な情報伝達の仕組みや組織内のコミュニケーション、③取締役会・理事会や各種委員会の機能度など、市場リスク管理の枠組みを有効に機能させるために必要なガバナンスが確立しているか検証する。

(投資方針の決定過程におけるリスク検証の十分性)

投資方針を決定する際に、市場環境の様々な変化を想定しておくことが重要となる。考査では、投資方針を決定するに当たって、金融市場の変動等に伴う有価証券ポートフォリオの質や運用パフォーマンスの変化について多面的な分析が行われ、資本の十分性や収益に与える影響を確認しているかなどについて検証する。特に、複雑なリスク特性を有する商品に関しては、投資開始時に十分なリスク分析を行い、金利、為替、株価、信用スプレッド等のリスクファクターにストレスが生じた場合の価格への影響を適切に把握しているかなどについて点検する。

(株式保有リスクの管理)

金融機関の株式保有額は2000年代初に比べ減少しているが、足許の株価下落に伴う多額の減損や評価損の計上にみられるように、株式保有リスクへの対応は引続き重要な経営課題となっている。考査では、金融機関がストレス状況も想定した上で株式保有に一定の目処を設定しているか、株価変動リスクに対して十分な資本が確保できているかなどについて検証する。また、経営体力に比して株式保有リスクが高いとみられる金融機関に対しては、リスク削減に向けた中長期的な取組みについて議論を行う。

(市場リスクの計測と評価)

バリュー・アット・リスクなど市場リスク計測を行うことにより、リスクに見合った適切な有価証券運用が可能になるほか、ヘッジオペレーションなどにも活用できるなど、その効用は大きい。しかしながら、今次国際的な金融危機の過程では、過去の価格変動に基づくリスク量を大きく上回る相場変動が発生したほか、商品性によっては市場流動性リスクをリスク計測に織り込むことが難しいなど、一部にリスク計測の限界がみられた。考査では、基本的な市場リスク管理手法としてリスク計測技術の導入を促していくが、同時に、リスク計測の限界が十分認識され、単一の指標のみに依拠することなく、ストレス・テストの結果やマクロ情勢分析、売買事例の分析など、様々

な角度からリスクを捉えているかについて検証する。また、有価証券・デリバティブの価格が適正に評価され、検証体制が整備されているか確認する。

【流動性・決済リスク管理】

（金融市場の状況を踏まえた流動性リスク管理）

グローバルな活動を行っている大手金融機関については、外貨を含め、①業務やリスク特性に基づいた適切な流動性リスク許容度の設定とその検証、②流動性リスク管理を行う際のガバナンスの確立、③様々なストレス・シナリオを織り込んだ堅固かつ実効性のある流動性コンティンジェンシー・プランの策定など、相応なレベルの流動性リスク管理体制を求めていく⁵。

外国金融機関については、在日拠点の業務内容やグループ内での位置付け等を踏まえ、グローバルな流動性リスク管理体制ならびに在日拠点における資金繰り管理について調査を行う。

（カウンターパーティー・リスクの管理）

市場リスクや信用リスクが高まる中で、デリバティブ取引等から生じるカウンターパーティー・リスク管理の重要性が増している。考査では、取引相手に対する審査や中間管理、限度額管理、エクスポージャー計測など、カウンターパーティー・リスクの基本的な管理について検証する。

【業務リスク管理】

（PDCAサイクルの確保）

事務取扱いやコンプライアンスに関しては、①内外のビジネス環境、事件・事故の発生状況、事務ミスや苦情に関する情報等を活用したリスクの洗出し、

⁵ その際、バーゼル銀行監督委員会が2008年9月に公表した「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則（Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision）」も参考とする。

②これを踏まえた組織、システムや規程等の整備、③業務遂行状況のモニタリング、④必要な改善措置の実施というP D C Aサイクルを確保することが重要である。考査では、事務処理等の状況を確認するだけでなく、以上のようなP D C Aサイクルが確保されているかについて、金融機関自身の自己評価の状況を踏まえつつ、検証する。

(環境変化に応じたシステムリスク管理)

コンピュータ・システムの外部委託や複数の地域金融機関による共同化の動きが広範化している。考査では、再委託先管理を含む外部委託先管理や、共同化への移行も含めた各種のプロジェクト管理が適切に行われているかについて、委託先や共同センターへの調査も交えつつ検証する。

(金融機関の状況に応じた業務継続体制の整備)

実効性のある業務継続体制の整備が、金融機関の重要な経営課題の一つとなっている。考査では、業務継続体制の整備に関する取組み姿勢を確認した上で、金融機関毎に状況に応じた体制整備を促していく。特に、決済プレゼンスが大きい金融機関については、業務継続計画の内容の十分性や整合性、経営資源の確保を含めた実効性について深度ある検証を行うとともに、ストーリーワイド訓練を展望し、他社の業務継続との相互依存性にも着目して議論を行う。その他の金融機関については、経営課題としての優先順位を確認するとともに、計画整備のレベルに応じて、必要な助言を行う。

また、新型インフルエンザを想定シナリオとした業務継続計画については、その策定状況を確認した上で、所要の体制整備を促していく。

【経営管理】

(内部監査の重要性)

内部監査は、金融機関経営の健全性を確保するための基盤である内部統制を有効に機能させる上で重要な役割を担っている。考査では、金融機関の内

部監査について、主要なリスクを踏まえた監査を行っているか、経営陣への報告を適切に行っているか、監査結果のフォローを十分に行っているか等について検証するとともに、そうした内部監査の機能度に関して経営陣が適切に評価し、必要に応じて改善を図っているかについて確認する。

(統合リスク管理の下での資本の十分性確認)

考査では、統合リスク管理をリスクの所在や資本の十分性について金融機関と議論する上での有用なコミュニケーション・ツールと位置付けており、リスク計測の適切性、モニタリング体制、リスク限度額超過時の対応など、統合リスク管理の枠組みや活用方法についても確認する。統合リスク管理が整備途上にある金融機関については、導入・活用に向けた課題や留意点、体制整備に向けた手順等について議論を行っていく。

(ストレス・テストの活用)

リスク計測の限界を補完し、金融機関のリスク許容度や資本の十分性を確認するための手段として、ストレス・テストは重要である。統合リスク管理の活用が進んでいる金融機関においては、市場動向や金融機関固有のストレス事象を織り込んだ組織横断的なストレス・テストを実施し、経営レベルの意思決定に反映させているかなど、ストレス・テストの手法やテスト結果の活用について確認する⁶。その他の金融機関においても、リスク特性を踏まえたストレス・シナリオの設定等について議論し、必要に応じてストレス・テストの定着を促していく。

【収益・経営体力】

(収益力・経営体力の評価)

貸出や有価証券運用など金融機関業務を安定的に行っていくためには、基

⁶ その際、バーゼル銀行監督委員会が2009年1月に公表した市中協議文書「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則 (Principles for sound stress testing practices and supervision)」も参考とする。

礎的な収益力の確保と自己資本の充実が重要である。

考查では、資産査定結果等を基に金融機関の財務実態を把握する。また、ストレス状況の発生も含めた複数のシナリオを想定することにより、足許および先行きの収益力、経営体力を評価する。こうした評価結果を踏まえ、必要に応じて収益力強化や自己資本充実策等に関する議論を行っていく。

(3) 考查運営面の対応

考查運営面では、2008年度から、オフサイト・モニタリングにおける分析力の向上を背景に、取引先金融機関について、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況等の経営実態という2つの視点で総合評価し、それを踏まえて考查の頻度、調査範囲、要員数等にメリハリをつけるという「リスクベース考查」を導入している。

具体的には、金融システムに及ぼす影響が大きい大手金融機関等に対しては、経営環境や業務内容の変化の速さ、これに伴うリスク特性の複雑化やリスク管理手法の高度化等に対応し、オフサイト情報を活用しつつ考查の充実を図っている。他方、金融システムに及ぼす影響が相対的に小さく、保有するリスク量に対して経営体力に十分な余裕がある、経営の安定した金融機関については、オフサイト・モニタリングにおいて経営内容・リスク状況等の把握を行うことを基本とし、そこから得られる情報を基に、機動的に考查を実施していく。その場合、特に重点的に調査すべきリスク分野等に範囲を限定した「ターゲット考查」を積極的に活用している。

なお、日本銀行としては、引続き効率的な考查運営に努めるほか、考查結果に対し考查先から十分納得が得られるよう努めていく。具体的には、考查に関する提出資料については、事務負担等を勘案しつつ適宜見直していくほか、考查関連資料の授受を行っている考查オンライン・システムについても、機能改善に向けて取組む予定である。また、考查先が立入終了後に意見を提

出できる仕組みについては、その手続きを改善する⁷ほか、審査先に対して審査期間終了後に実施している「審査運営に関するアンケート」についても、内容を充実させた上でこれをさらに活用していく。

以 上

⁷ 例えば、これまで会計監査人の意見の添付を義務付けていたが、これを見直し、添付を任意とする。